

平成 24 年 3 月 1 日

日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 田中 清和

反復使用される容器の使用に係る費用の関税評価上の取扱いについて

標記につきまして、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせ致します。

記

反復して使用される容器（以下「通い容器」という。）が輸入貨物を収納して輸入される場合であって、当該輸入貨物の買手が通い容器の使用に係る費用（レンタル料等）を負担しているときは、当該費用は、当該輸入貨物の運搬具に係る費用と解して、関税定率法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる当該輸入貨物に係る輸入港までの運賃等に該当するものとして取り扱っていたものがあります。

今般、近年の通い容器の機能等の多様化に伴い、主たる機能から、包装容器であると判断される通い容器については、今後の輸入（納税）申告においては、輸入貨物の運搬具に該当しないものと解して、当該通い容器の使用に係る費用を当該輸入貨物の課税価格に算入しない取扱いとしました。

これに伴い、上記の取扱いの変更の日を平成 24 年 3 月 5 日とし、同日以後の日を法令適用の日とする輸入貨物については、上記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

なお、通い容器が輸入貨物の運搬具又は包装容器のいずれに該当するかについては、コンテナに関する通関条約第 1 条 (b) に規定するコンテナに該当するか否かで判断して差し支えありません。

【問合わせ先】

○関税評価に関しましては、業務部関税評価部門（TEL06-6576-3357）